

平成26年度全国学力・学習状況調査結果の公表について

平成26年8月8日
小中学校課

全国学力・学習状況調査結果の公表内容及び方法に係る基本的な考え方について協議します。

1 県による調査結果の公表（文部科学省公表の8月25日）

校名まで明らかにして公表することはデメリットも懸念され、積極的な公表は行わない。
なお、情報公開請求があった場合は、鳥取県情報公開条例に基づいて公開する。

（内容）

- ・児童生徒の各教科の調査結果（全県平均正答率）と概要
- ・児童生徒の質問紙調査の結果（全国比較と本県経年比較）
- ・鳥取県の子どものための未来のための教育に関する協約で示す学力向上指標に関わる調査結果

【参考】県内市町村の動向

県内の全ての市町村において、学校名を明らかにした調査結果の公表はしない。

（市町村内全体としての調査結果公表を予定している市町村あり）

《鳥取県教育委員会の基本的な考え方》

- 調査結果について、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して情報提供することは、児童生徒の教育に関わる多くの人が課題等を共有し、一緒に取組の方向性を探っていくことができるという点で有効と考える。
- 一方で、序列化や過度な競争が生じるようなことも懸念されることから、調査結果を公表する場合には十分な配慮が必要であり、校名まで明らかにして公表することは、デメリットも懸念され、積極的な公表は考えていない。
- さらには、自らの教育や教育施策の改善、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等につながるような情報提供のあり方が求められるところであり、教育振興協約に位置づけられた指標の観点などを踏まえ、これまで以上に学力向上の取組に役立つ詳細な分析を行い、公表する。

（調査結果公表に係る主な変更点）

「平成26年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」において、調査結果の公表について同要領に定める”配慮事項”に基づきながら、今年度から次のとおり取扱うこととされた。

◇市町村教育委員会の判断で、個々の学校名を明らかにした調査結果の公表が可能

◇都道府県教育委員会において、市町村教育委員会の同意を得た場合は、当該市町村名又は学校名を明らかにした調査結果の公表が可能

（配慮事項）

- ・公表内容・方法等は、教育上の効果や影響等を考慮して適切なものとなるよう判断する。
- ・単に平均正答率等の数値のみの公表は行わず、分析結果を併せて公表する。また、分析結果を踏まえた改善方策についても公表する。
- ・市町村教育委員会において個々の学校名を明らかにした結果の公表を行う場合は、当該学校と公表内容・方法等について事前に十分相談する。なお、平均正答率等の数値を一覧にした公表や各学校の順位付けは行わない
- ・児童生徒の個人情報や学校・地域の実情に応じた必要な配慮を行う。

2 文部科学省による調査結果の公表及び提供

- (1) 公表等月日 平成26年8月25日（月）
- (2) 公表の内容
 - ・国全体、各都道府県、地域の規模等における調査結果
 - ・児童生徒の学習環境や生活習慣、学校における指導や教育条件の整備状況等と学力の相関関係の分析結果
- (3) 結果の提供 各教育委員会、学校に以下の調査結果を提供
 - ・児童生徒の正答数分布図
 - ・設問別正答率・解答率、類型別解答状況
 - ・質問紙調査の結果
 - ・各児童生徒に提供する「個人票」 など

【参考】調査実施状況：H26. 4. 2.2実施

- (1) 対象 国・公・私立の小学校第6年及び中学校第3学年の全児童生徒
- (2) 調査事項 教科に関する調査／小学校：国語・算数、中学校：国語・数学
生活習慣や学校環境に関する質問紙調査／児童生徒質問用紙・学校質問用紙
- (3) 参加状況 本県の公立学校はすべて参加（H25以降は、毎年悉皆調査）
学校校：小学校・131校、中学校・61校（59校＋分校2校）、特別支援学校 延べ4校
児童生徒数：小学校・約5000人、中学校・約5100人 ※特別支援学校を含む